

ポッドキャスト : An Eye on P&I エピソード 13

サイバーリスク 日本語訳テキスト

ポッドキャスト : An Eye on P&I は、Marsh Global Marine, Cargo & Logistics 部門のスペシャルアドバイザーであるジョン・トゥルーがクライアントアドバイザーであるクロエ・テイラーの質問に答える形式で P&I 保険について解説をしていくものです。

クロエ・テイラー（以下、クロエ）： 皆さん、こんにちは。マーシュ・マリンの P&I ポッドキャスト「An eye on P&I」のエピソード 13 へようこそ。今回もクロエ・テイラーが、同僚のスペシャルアドバイザーのジョン・トゥルーと一緒にこのポッドキャストをお届けします。

前回のポッドキャストでは、P&I の戦争リスクの運用について見てきましたが、今日はサイバーに焦点を当てます。これまで議論してきた多くのトピックと同様に、サイバーリスクとは何かを定義することから始めましょうか。

ジョン・トゥルー（以下、ジョン）： 定義はいくつもありますが、IMO が示した定義を引用する、あるいは、言い換える価値はあると思います。IMO ではサイバーリスクを次のように定義しています。

「技術資産が、潜在的な状況または事象によって脅かされ、その結果、情報またはシステムが破損、紛失、または侵害され、海運に関連する運用、安全、またはセキュリティ上の障害が発生する可能性がある場合」

クロエ： 私にはかなり複雑に聞こえます！ かみ砕いて説明いただかないと。技術資産とはどのようなものですか？

ジョン： 船舶は、その主要機能の多くを稼働させるために、コンピューターとコンピューターソフトウェアに大きく依存しています。例えば、ECDIS、AIS、GPS のような航行補助装置、効率的な運用のためにコンピューター機器に依存する推進システム、船上貨物に関する業務システム、インターネットへのネットワーク接続などです。つまり、技術資産とは、ハードウェアとソフトウェアの両方を指すと言えるでしょう。

定義によれば、サイバーリスクとは、技術資産が存在する場所に常に存在します。技術資産が、潜在的な状況や事象によって脅かれ、その結果、船舶関連の運航、安全、セキュリティの障害が発生する可能性があります。

クロエ： そうですね、テクノロジー資産が現代の船舶にどのように組み込まれているかを説明していただいたので、「運航、安全、セキュリティ上の欠陥」が深刻な影響を及ぼす可能性があることは容易に理解できます。しかし、どのような「潜在的な状況や事象」がサイバーリスクを引き起こす可能性があるのでしょうか？ 言い換えれば、その原因となるものは重要なのでしょうか？

ジョン： はい、クロエ。そうですね。原則として、サイバーリスクに起因する賠償責任は P&I のカバーから除外されていません。しかし、特筆すべき例外が 2 つあります。それは、テロリズムを含む戦争リスクと、ペーパーレス取引に関連するリスクです。

まず、日常的なサイバーリスクに焦点を当ててみましょう。先ほど申し上げた通り、クラブのルールやプーリング・アグリーメントにはサイバーリスクの除外規定はありません。したがって、コンピューターの故障、あるいはハードウェアもしくはソフトウェアの問題が原因でクレームが発生した場合、ルールに定められた P&I 責任は補償されるはずで、これらは「無害な」サイバーリスクと言えるかもしれません。いわゆる「攻撃」ではなく、単なるシステム障害です。

クロエ：しかし、サイバー攻撃は常に悪意のあるものですね？それは保険適用に影響するということですか？

ジョン：可能性はあります。実際には、たとえ悪意を持ってシステムに挿入されたコンピュータウイルスによって不具合が発生した場合でも（例えば、従業員が恨みから意図的に会社を標的にした場合や、ハッカーが船舶システムにアクセスした場合など）、船主は保険でカバーされるべきです。

しかしながらご指摘の通り、これらの場合、原因は無実ではなく、まさに悪意によるものです。IG のグループ再保険プログラムでは、その契約に「Malicious Cyber Clause」が取り入れられていることから、悪意のあるサイバーリスクの場合、7 億 5,000 万米ドルから 21 億米ドルの間のレイヤーについては、年間総支払限度額が設定されています。したがって、サイバーリスクに悪意の要素があり、クレームの規模が 7 億 5,000 万米ドルを超える場合、再保険に制限がかかる可能性があるのです。しかし、仮に不足した場合には IG プールによって補填される仕組みのため、船主が受けられる補償のレベルには実質変わりありません。

ただし船主は、予見可能なサイバー損害（それが無実であろうと悪意であろうと）を防止するために、合理的な措置を講じることは期待されています。サイバー攻撃を完全に防止することは不可能ですが、船主が被害を防ぐため自身でシステムと戦略を整備しておくことは極めて重要です。こうした対策を講じない船主は、保険の適用が制限される可能性があります。

しかし、先ほどの 2 つの免責事項をもう一度見てみましょう。まず、サイバーイベントが発生し、その背景がテロなどの戦争リスクを伴う場合、このような特定のサイバーリスクはクラブのルールにより補償対象外となります。

クロエ：そのようなサイバーリスクが実際には戦争リスクという理由でカバー対象外となるなら、船主の補償はどうなるのでしょうか。

ジョン：それはいい質問ですね。

前回のポッドキャスト「戦争リスク」を思い出していただきたいのですが、船主の P&I 戦争リスク保険は二層構造で提供されていると説明しましたね。一層目はプライマリー・レイヤーと呼ばれ、通常は船体保険のアンダーライターが提供するもので、船体価額までの金額を補償しています。二層目は、このプライマリー・レイヤーの上乗せであり、5 億米ドルの補償を IG が提供しています。

ただ残念ながら、マーケットのバイオ・ケミカル免責条項が導入されたことにより、P&I サイバー保険の戦争リスク補償はごく限定的なものしか得られないのです。

クロエ：すみません、なぜここでバイオ・ケミカル条項が出てくるのでしょうか？我々は今サイバーリスクについて話しているのですね？

ジョン：確かにそう思いますよね。しかし、戦争リスク保険のバイオ・ケミカル免責条項は、サイバーリスクを含む広範な発生源から生じる責任を含めているのです。引用してみましょう。この免責条項では、以下のようなリスクを除外しています：

「……あらゆる化学兵器、生物兵器、生化学兵器、電磁兵器……そして重要な追加事項として……コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセス、その他の電子システムを、危害を与える手段として使用または操作すること」

これはかなり包括的な内容であることに同意していただけたと思います。

したがって、船主の戦争リスク保険でサイバー戦争リスクがどの程度カバーされるかは、どのマーケットと買戻しカバーを手配しているかによって決まるのです。IG が手配する上乗せ戦争リスクカバーに関しては、一定の補償はありますが、総額 3,000 万米ドルに制限されており、乗組員に対する賠償責任とそれに関連する訴訟費用と人件費のみが補償されています。このカバーは補足のプーリング・アグリーメントに基づいて IG 内でプールされているもので、プライマリー・カバーや上乗せカバーから除外されている乗組員リスクに対してのみ利用可能なのです。

しかし、この拡張補償についてもまた、免責条項が設定されています。その免責条項とは、船舶またはその積荷を、危害を加える手段として使用したことに起因する責任に関するものです。つまり、仮に悪意のある第三者が船舶の航行制御装置をハッキングし、その船舶を戦争行為として故意に他の船舶または物体と衝突させるような極端なケースがあった場合、カバーされるはずの乗組員の責任や訴訟費用、人件費すら、除外されることになるのです。

クロエ：なるほど。では、残るペーパーレス取引についてもお話ししましょうか？

ジョン：はい、幸いなことにこちらは非常に簡単です。電子システムで発行された B/L が P&I でカバーされる範囲は、すべての IG クラブのルールで明確に定められています。この件に関しては IG の合意があるのです。サイバーリスクは、その性質上除外されています。カバーの買い戻しは可能ですが、これは船主のビジネスリスクの範疇であり、P&I カバーの対象ではありません。

クロエ：素晴らしいです、ありがとうございました。では次回は FD&D カバーについてお話ししましょう。

本テキストに関するお問合せは以下までお願いいたします。

マーシュブローカー ジャパン株式会社

03-6775-6100 代表)

Jp.Info@marsh.com

〒107-6216 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

www.marsh.com/jp/ja

マーシュについて

マーシュはマーシュ・マクレナン（NYSE:MMC）の一員であり、世界有数の保険仲介およびリスクアドバイザーです。マーシュ・マクレナンは、リスク、戦略および人的資本の分野における世界的リーディングカンパニーであり、マーシュ、ガイ・カーペンター、マーサー、オリバー・ワイマンの4つのビジネスを通じ、世界130カ国以上においてクライアント企業にサービスを提供しています。マーシュ・マクレナンは、年間総収入230億ドル、総勢約85,000名以上のスタッフを擁し、未来への確かな視点を通じて、ビジネスを成功へと導くサポートをいたします。詳細については、marsh.com、[LinkedIn](#)、[クローズ](#)をご覧ください。

本書（当社が行った提言、分析または助言がある場合はこれらを含み、以下総称して、「当社の分析等」といいます）は、個別の状況に対する助言として理解されることを意図するものではなく、またそのように依拠されるべきものでもありません。本書に記載の情報は、当社が信頼に足ると考える情報源に基づくものでありますが、正確性について当社は何らの表明または保証をするものではありません。当社は、当社の分析等を最新のものに更新する義務を有せず、本書をお読みの方または他の第三者に対して、本書に記載のいかなる事項についても何らの責任も負いません。保険数理、税務、会計または法務に関する記載があっても、それらは当社の保険ブローカー/代理店およびリスクコンサルタントとしての経験のみに基づくものであり、保険数理、税務、会計または法務に関する助言として依拠されるべきものではありません。それらの問題については、本書をお読みの方が各自で専門家・アドバイザーに照会頂く必要があります。当社の分析等における数理的モデル、分析または予測は、それぞれ固有の不確実性を有しており、基礎となる仮定、条件、情報または要因が不正確、不完全または不確定である場合、当社の分析等は相当の影響を受ける可能性があります。当社は、保険約款の適用または保険会社（再保険会社を含む）の財政状態もしくは支払余力について何らの表明や保証をするものでもなく、また特定の補償内容が入手可能かどうかもしくはそのコストまたは契約条件につき、何らの保証をするものでもありません。当社の助言または推奨の有無にかかわらず、保険による補償の金額、種類または条件についての意思決定は、最終的には保険契約者の責任においてなされるものであり、当該保険契約者が特定の状況および財政状態に適した補償内容を定める必要があります。

本書の全部または一部の無断開示・複写・複製・転載等を禁じます。